（地域循環共生圏推進室及び計画官）

第四条　環境計画課に、地域循環共生圏推進室及び計画官一人を置く。

2　地域循環共生圏推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）

二　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

三　環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、環境計画課の所掌事務に係る地域における環境の保全のための取組の推進に関する事務に関すること。

3　地域循環共生圏推進室に、室長を置く。

4　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務（地域循環共生圏推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

第五条～第七条　（略）

（企画官及び計画官）

第四条　環境計画課に、企画官及び計画官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、環境計画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（新設）

3　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務をつかさどる。

（環境教育推進室）

第五条　環境経済課に、環境教育推進室を置く。

2　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する教育及び学習（以下この項において「環境教育等」という。）の振興並びに国民又はその組織する営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「自発的活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

三　環境省の所掌に係る環境教育等の振興及び自発的活動の促進に関する事務の総括に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準、指針、方針、計画その他これらに類するもの（以下「基準等」という。）の策定に関すること（環境教育等の振興及び自発的活動の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

3　環境教育推進室に、室長を置く。

第六条～第八条　（略）